

平成26年度 事務事業評価シート

事務事業名		都市計画審議会運営				所管	都市づくり部 都市計画課					
事務事業の概要	行政計画	なし	事業NO.		計画事業名	事業の開始・終了年度						
	長期総合計画体系	[基本目標]							[事業開始] 昭和51年度 [終了予定] - 年度			
		[小 柱]										
		[施 策]										
	根拠法令等	条例・規則	[法令等名]	都市計画法(第77条の二)、東京都台東区都市計画審議会条例								
	事業対象	都市計画に関係する区民や事業者・団体等										
	事業目的	都市計画法に基づき、都市計画審議会を設置し、区の都市計画行政の円滑な推進を図る										
	事業内容	都市計画を定める際に各種行政機関や住民等の利害を調整し、更に利害関係人の権利、利益を保護する観点から都市計画法に基づき調査審議を行なう。審議される内容は、用途地域の見直し、道路や公園などの都市基盤整備、市街地再開発などで、区長からの諮問を受けて審議する。審議会は、現在、学識経験者5名、区議会議員5名、関係行政機関2名、区民6名で構成される(18名 条例では20名以内)										
委託の有無	なし	委託内容										
補助金の有無	なし											
事務事業の実績	種 別	指標の名称 (単位)		目標値 (27年度)	23年度	24年度	25年度					
	活動指標	開催回数 (回)		-	2	1	2					
	成果指標											
	決算額 (単位：千円)				372	214	392					
	事務事業コスト (単位：千円)	人にかかるコスト (人件費など)			5,680	5,166	7,965					
		物にかかるコスト (物件費・維持補修費)			92	46	96					
		その他のコスト (扶助費・補助費など)			0	0	0					
		総経費			5,772	5,212	8,061					
	財源項目 (単位：千円)	受益者負担額 (使用料・手数料・負担金など)			0	0	0					
		その他特定財源 (国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0					
一般財源 (区負担額)			5,772	5,212	8,061							
前年度から改善した事項												
評価の視点	評価	評価の理由										
	必要性	3	都市計画法の定めに従い開催するものであり、必要性が年度によって変動するものではない。									
	効率性	3	審議会の性格上、形式・頻度を操作できるものではなく、大きく効率性を高める余地は少ない。									
	手段の適切性	4	予算執行率は6割ほどであるが、都市計画行政上の必要に応じて開催しなければならず、他の手段はない。									
	目的達成度	4	都市計画法の定めに従い開催し、円滑に運営している。									
[評価の理由] (区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性		拡大改善 維持 縮小 廃止・終了				
審議会の形式・開催の有無など、法律の定めや行政上の必要に従って必然的に決まる部分が多く、改善や拡大・縮小の余地は少ない。今後も、会開催にあたっての資料作成・委員への連絡等事務作業の一層の効率化に努めていく。						維持						